

4. 計画の実現に向けて

4-1 まちなか居住推進体制の構築

まちなか居住の推進に向けては、住民、事業者、行政の協力、情報の共有化が必要です。

関係町内会、事業者、各種団体、行政の協力のもと、「(仮称) 稚内市まちなか住まい推進懇話会」を適宜開催し、地域の動向、国や北海道の補助制度の紹介、市のまちなか居住施策の推進状況の報告などをおし、まちなか住まいへの意識や意識情報の共有化を図ります。また、まちなか居住推進計画の計画期間は、平成 19 年から 27 年までですが、平成 22 年を目処に施策の進捗状況の確認、見直しを適切に行います。

4-2 市民、事業者、行政の役割

まちなか居住の推進は、中心市街地における多様なライフスタイルの実現と人口の回復を図る施策です。

既存の居住者や、事業者、行政が協力し、一体となって進める必要があります。

市民、事業者、行政の役割を示すと以下のとおりです。

(1) 市民（住まい手）の役割

市民は、町内会をはじめとする各種まちづくり活動への積極的な参加や、安全安心なまちづくりに向けた参加をとおし、まちなかを良好な居住環境としてつくりあげていく担い手として参加します。

(2) 事業者（作り手）の役割

事業者は、事業を通じてまちなか住まいの環境整備へ貢献する役割を担っています。

稚内市のまちなか施策に理解を持ち、周囲の環境と調和した、利便性の高い、まちなかならでの住宅づくりを行い、まちなかの魅力アップを行います。

(3) 行政の役割

行政は、まちなか居住推進計画の普及啓発をとおし、市民や事業者へまちなか居住の魅力を伝え、協力を求めています。

建設・商工観光・福祉など行政内部の連携を図り、まちなか居住を総合的、一体的に推進するとともに、国や北海道など関係行政機関に対しても協力を求めています。

まちなか地区は古くからの市街地であるため、既存の土地利用、建物利用などの改善に向けては解決すべき地域課題が数多くあります。

これら地域課題の解決に向けた相談役として、市民や事業者の声を良く聞き、情報提供や具体解決に向けた提案などを行います。

図4-1 市民、事業者、行政の役割

